

○ 漁業共済組合定款の基準

(昭和三十九年九月十六日 三九水漁第六二七五号 水産庁長官通知)
〔最終改正 平成二十一年九月十六日〕

目次

第一章	総則(第一条―第七条)
第二章	組合員(第八条―第十九条)
第三章	役員(第二十―三十二条)
第四章	総会(第三十三―四十二条)
(総代会を置く組合の場合)	
第四章の二	総代会(第四十二―四十四条)
第五章	業務の執行及び会計(第四十三―五十五条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この組合は、組合員を構成する中小漁業者のために、漁業災害補償法(昭和三十一年法律第五十八号)の規定に基づき、漁業共済事業及び地域共済事業を行うことを目的とする。

(事業)

第二条 この組合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の漁業共済事業及びこれに附帯する事業を行う。

- 一 漁獲共済
 - 二 養殖共済
 - 三 特定養殖共済
 - 四 漁業施設共済
 - 五 地域共済事業
- イ ○○共済
ロ △△共済

(名称)

第三条 この組合は○○漁業共済組合という。

(地区)

第四条 この組合の地区は、○○○の区域とする。

(事務所)

第五条 この組合の主たる事務所は、○○市に置く。

(公告)

第六条 この組合の公告は、この組合の掲示板に掲示してこれをする。
2 前項の公告の内容は、書面をもって組合員に通知するものとする。

(規約)

第七条 この定款及び共済規程(地域共済事業に係る共済規程を含む。以下同じ。)に定めるもののほか、業務の執行及び会計その他必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

第二章 組合員

(組合員たる資格)

第八条 この組合の地区内に住所を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、この組合の組合員となることができる。

(出資口数等)

第九条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は一万円とする。

(出資の払込の方法)

第十条 出資は、現金をもって、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

(加入等)

第十一条 この組合の組合員になろうとする者は、名称、住所及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書に、定款、加入についての総会の議事録等加入の意思を証する書面及び次に掲げる事項を記載した書面を添付して、これをこの組合に提出しなければならない。

一 役員の氏名及び住所

二 その組合員(加入しようとする当該漁業協同組合を含む。)若しくは会員が営む漁業又はこれらの者が営む漁業の用に供する養殖施設若しくは漁具であつてこの組合の行う漁業共済事業及び地域共済事業の対象とするものについての概要

2 この組合は、前項の申込みを受け、これを承認しようとするときは、その旨を申込者に通知し、引受出資口数に應ずる金額の全部の払込をさせた後、組合員名簿に記載するものとする。

3 申込者は、前項の規定による出資を払い込むことによつて組合員となる。

4 出資口数を増加しようとする組合員については、第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、第一項の規定による定款その他の書面の添付は、これを必要としない。

(持分の譲渡)

第十二条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、前条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同条第二項の払込みをさせない。

(届出)

第十三条 組合員がその資格を失ひ、又は定款若しくは役員の名若しくは住所に変更があつたときは、直ちに、その旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(加入等の承認をしない場合)

第十四条 この組合は、総会の招集の通知を發した日から総会の終了する日までの間

は、加入及び持分の譲渡しの承認をしない。

(総代会を置く組合の場合)

(加入等の承認をしない場合)

第十四条 この組合は、総会の招集又は総代の選挙の通知を発した日から総会又は総代の選挙の投票の終了する日までの間は、加入及び持分の譲渡しの承認をしない。

(脱退)

第十五条 組合員は、九十日前までに書面での組合に予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 組合員は、次に掲げる事由によって脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名
- 四 持分全部の譲渡し

(除名)

第十六条 組合員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によって除名することができる。この場合には、総会の開日の十日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- 一 この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- 二 この組合の事業を妨げることその他その適正円滑な運営を故意に阻害する行為をしたとき。
- 三 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款、共済規程若しくは規約に違反し、その他この組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

(脱退者に対する払いもどし)

第十七条 組合員が脱退したときは、持分の全部の譲渡しによる場合を除き、この組合は、請求により、出資額を限度とし、その持分を払いもどすものとする。

2 組合員が除名によって脱退した場合には、前項の規定にかかわらず、前項の規定により払いもどす金額の半額を払いもどすものとする。

3 第一項の持分は、その組合員の脱退した事業年度の終わりにおけるこの組合の財産をもって、その者の払い込んだ出資額の払い込み済みの全出資額に対する割合により算定する。

4 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

第十八条 組合員が脱退した場合において、この組合と脱退した者の組合員又は会員

(その脱退した者を含み、その脱退した者の組合員又は会員として、この組合との間に共済契約が成立している者に限る。)との間に共済契約が成立しており、かつ、当該共済契約に係る共済金額の合計額がその脱退した者の出資額をこえているときは、この組合は、当該共済契約の全部が終了し又は失効する時まで、その脱退した者に対し、前条第一項及び第二項の規定による払い戻しを停止するものとする。

(出資口数の減少)

第十九条 組合員は、九十日前までに書面での組合に予告し、この組合の承認を得て、事業年度の終わりにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 この組合は、その出資口数の減少によって、当該組合員の組合への出資額の当該組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業及び地域共済事業の利用分量の額に對する割合が他の組合員の組合への出資の合計額の他の組合員に係る当該事業年度における漁業共済事業及び地域共済事業の利用分量の合計額に對する割合を下ることとならない場合であつて、その出資口数の減少によって組合の漁業共済事業及び地域共済事業の運営に支障を生ずることとならないときは、前項の承認をするものとする。

3 組合員がその出資口数を減少した場合には、第十七条第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。

第三章 役員

(役員の数)

第二十条 この組合に、役員として理事〇人及び監事〇人をおく。

(役員を選任)

第二十一条 理事は、組合員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事(経営管理委員を置く漁業協同組合又は漁業協同組合連合会にあつては、理事又は経営管理委員)又は組合員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くもの)とし、法人にあつてはその代表者とする。)の中から総会において選任する。

2 総会において必要と認めるときは、その議決により、理事の定数の五分の二以下は前項に規定する者以外から選任することができる。

3 前二項に規定するもののほか、役員を選任は、附属書役員選任規程の定めるところによる。

(組合長等)

第二十二条 理事は、組合長及び専務理事各一人を互選する者とする。

第二十三条 組合長は、この組合を代表し、理事会の決定に従つてこの組合の業務を掌理する。

2 専務理事は、組合長を補佐して、この組合の業務を処理し、組合長に事故があるときはその職務を代理し、組合長が欠員の時はその職務を行う。

3 組合長及び専務理事以外の理事は、あらかじめ理事会において定める順位に従い、組合長及び専務理事ともに事故があるときはその職務を代理し、組合長及び専務理事がともに欠員の時はその職務を行う。

(監事)

第二十四条 監事は、少なくとも毎事業年度二回この組合の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項の監査の結果につき総会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

3 監査についての細則は、監事が定める。

(理事会)

第二十五条 この組合の事業運営につき、この定款及び共済規程で定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決定する。

一 業務を執行するための方針の決定に関する事項

二 総会の招集及び総会に付議すべき事項

三 前各号の事項のほか、理事会において必要と認められた事項

第二十六条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した理事の二分の一以上がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

(役員の内任)

第二十七条 役員の内任は、三年とし、就任後三年を経過する日までの間における最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選任された役員の内任は、前項の規定にかかわらず現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が、任期満了前に退任した場合において新たに選任された役員の内任は、前項の規定にかかわらず、就任の日から起算して三年を経過する日までの間における最終の決算期に関する通常総会の終了の時までとする。

4 役員の内任がその期間中の最終の決算期に関する通常総会が終了する時までの間に終了するときは、その任期を通常総会が終了する時までで延長する。

5 理事又は監事の全員が欠けたときは、役員の内任の請求又は役員の内任命令による解任の場合を除き、退任した理事又は監事は、後任者のうち少なくとも一人が就任するまで、なおその職務を行う。

(役員の内任義務)

第二十八条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、規約及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案若しくは損失処理案に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

(役員の内任)

第二十九条 役員は、その任期満了前に、附属書役員選任規程第一条第二号から第四号までに掲げる者となったとき、又は第二十一条第二項の規定により選任された理事以外の理事が同条第一項に規定する者でなくなったときは、その事由が発生したときに退任する。

(参事及び会計主任)

第三十条 この組合は、参事一人及び会計主任一人を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、全理事の過半数によって決する。

3 参事は、理事会の決定により、事務所において、この組合の事業に関する一切の業務を理事に代わって行う権限を有する。

4 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務を処理し、財務及び会計に関する帳簿、証ひょう書類等の保管並びに金銭の出納及び保管の責めに任ずる。

(職員退職給付規程)

第三十一条 この組合は、職員退職給付規程の定めるところにより、毎年度職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給付規程は、理事会の議決によって定める。

(損害評価会)

(組合に置く場合)

第三十二条 この組合に、損害評価会を置く。

2 損害評価会は、共済事故による損失又は損害の認定に関する重要事項及び漁業災害補償法第九十三条第一項(同法第九六条の一七において準用する場合を含む。)の規定による免責に関する事項について調査審議する。

3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験者を有する者のうちから、組合長が理事会の承認を得て委嘱する委員〇人をもって組織する。

(全国漁業共済組合連合会に委託する場合)

第三十二条 この組合は、共済事故による損失又は損害の認定に関する重要事項及び漁業災害補償法第九十三条第一項(同法第九六条の一七において準用する場合を含む。)の規定による免責に関する事項について調査審議する事務を、全国漁業共済組合連合会に置かれる損害評価会に委託するものとする。

第四章 総会

(総会の招集)

第三十三条 理事は、毎事業年度一回五月又は六月に通常総会を招集するものとする。

2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したとき。

三 組合員が総組合員の五分の一以上の連署をもって役員の内任の請求をしたとき。

3 前項第二号又は第三号の場合には、理事は請求のあった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

4 監事は、次の場合に臨時総会を招集する。

一 理事の職務を行うものがないとき、又は第二項第二号若しくは第三号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに招集の手続をしないとき。

二 監事が財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めるとき。

5 総会の招集の通知は、その会日の七日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもってしなければならない。

(総会の議決事項)

第三十四条 法令、この定款又は共済規程で定めるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 共済規程の設定又は変更
- 三 規約の設定、変更及び廃止
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び余剰金処分案又は損失処理案
- 六 毎事業年度内における借入金の最高限度
- 七 役員報酬

(総会の定足数)

第三十五条 総会は、総組合員の二分の一以上が出席しなければ議事を開いて議決することができない。

2 前項に規定する組合員の出席がないときは、理事は二十日以内にさらに総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第三十八条各号に掲げる事項及び役員を選任を除き、総組合員の四分の一以上が出席すれば、議事を開いて議決することができる。

(総会の議事)

第三十六条 総会では第三十三条第五項の規定によりあらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第三十八条各号に掲げる事項及び役員を選任を除き、緊急を要する事項については、この限りではない。

第三十七条 総会の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において、出席した組合員の代表者のうちから組合員がそのつど選任する。

(特別の議決)

第三十八条 次の項目は、総組合員の過半数が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散又は合併
- 三 組合員の除名

(総会の延期又は続行の決議)

第三十九条 総会の会日は、総会の議決により延期し、又は続行することができる。

(議決権の行使)

第四十条 組合員は、第三十三条第五項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行なうことができる。

2 前項の規定により議決権を行なう者は、これを出席者とみなす。

3 第一項の規定により書面をもって議決権を行なおうとする組合員は、第三十三条第五項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれの賛否を記入

してこれに署名又は記名押印し、総会の開会までにこの組合に提出しなければならない。

4 第一項に規定する代理人は、その組合員の使用人又はその他の組合員でなければならない。

5 代理人が代理しうる組合員数は、二人までとする。

6 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

第四十一条 総会においてこの組合と組合員との関係について議決を行う場合には、その組合員は、その議決について議決権を有しない。

(議事録)

第四十二条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

(総代会を置く組合の場合)

第四章の二 総代会

(総代会)

第四十二条の二 この組合は、総会に代わるべき総代会を設置するものとする。

2 総代は、組合員でなければならない。

3 総代の定数は、○人とし、次の各区ごとに、その区内に住所の有する組合員がその区内に住所を有する組合員の中から選挙する。

- | | | |
|-----|-------------|----|
| 第○区 | (○○県○○郡○○町) | ○人 |
| 第○区 | (○○県○○郡○○町) | ○人 |
| 第○区 | (○○県○○郡○○町) | ○人 |
| 第○区 | (○○県○○郡○○町) | ○人 |
| 第○区 | (○○県○○郡○○町) | ○人 |

4 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、組合員がこれを選挙する。

(総代の任期)

第四十二条の三 総代の任期は、三年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙(定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。)によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項の規定による選挙が、総代の全員に係るときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず三年とし、就任の日から起算する。

(議決権等)

第四十二条の四 総代は、各一個の議決権を有する。

2 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第三十三条第二項第二号及び第三号中「組合員」とあるのは「組合員又は総代」と、第四十条第四項中「その組合員の使用人又はその他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第五項中「二人」とあるのは「一人」と読み替えるものとする。

3 総代会においては、前項の規定にかかわらず、組合の解散を議決することはできない。

第五章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第四十三条 この組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わるものとする。

(共済規程)

第四十四条 次の事項は、共済規程の定めるところによる。

- 一 漁業共済事業及び地域共済事業の細目に関する事項
- 二 共済掛金に関する事項
- 三 共済金額に関する事項
- 四 共済責任に関する事項
- 五 損失又は損害の認定に関する事項その他漁業共済事業又は地域共済事業の実施の方法に関する事項
- 六 共済契約の締結に関する事項

(勘定区分)

第四十五条 この組合の会計は、次の勘定に区分して経理する。

- 一 漁獲共済に関する勘定
- 二 養殖共済に関する勘定
- 三 特定養殖共済に関する勘定
- 四 漁業施設共済に関する勘定
- 五 漁業共済事業の業務の執行に要する経費に関する勘定
- 六 地域共済事業に関する勘定
- 七 地域共済事業の業務の執行に要する経費に関する勘定

(責任準備金の積立て)

第四十六条 この組合は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任につき、次に掲げる金額(当該金額のうち附加共済掛金に相当する部分については、その二分の一)を責任準備金として積み立てるものとする。

一 漁獲共済又は特定養殖共済については、次に掲げる金額の合計額

イ 共済掛金(共済掛金が概算金額をもって支払われる場合にあつては、その概算金額。以下この項目において同じ。)のうち純共済掛金に相当する部分の金額の合計額から再共済掛金(共済掛金が概算金額をもって支払われている場合にあつては、その概算金額のうち再共済掛金に相当する部分の金額とする。以下この項目において同じ。)のうち純再共済掛金に相当する部分の金額の合計額を差し引いて得た金額

ロ 共済契約ごとに、共済掛金のうち附加共済掛金に相当する部分の金額から再共済掛金のうち附加再共済掛金に相当する部分を差し引いて得た金額につき、共済責任期間のうちまだ経過しない期間の共済責任期間に対する割合(以下「未経過期間割合」という。)によって算定した金額の合計額

二 養殖共済については、共済契約ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によって算定した金額の合計額

三 漁業施設共済(定置網に属する漁網を共済目的とするものを除く。)については、共済契約ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額につき、未経過期間割合によって算定した金額の合計額

四 定置網に属する漁網を共済目的とする漁業施設共済については、共済契約ごと及び共済規程で共済責任期間を危険の程度により分けて定める時期ごとに、共済掛金から再共済掛金を差し引いて得た金額のうち当該時期に対応する部分として共済規程で定める部分につき、当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合によって算定した部分の金額の合計額の総計

五 地域共済事業については、次に掲げる金額の合計額

イ ○○共済(収穫高保険方式をとる地域共済であつて、ロに掲げる以外のもの)につき、第一号の規定の例により算定した額

ロ △△共済(収穫高保険方式をとる地域共済のうち操業の制限を受けた期間に応じて算定するもの及び物損保険方式をとる地域共済)につき、第二号の規定の例により算定した額

2 前項の積み立てなければならぬ責任準備金の金額を計算するには、未経過期間割合及び前項第四号の当該時期のうちまだ経過していない期間の当該時期に対する割合については日割で計算する。

(支払準備金の積立て)

第四十七条 この組合は、毎事業年度の終わりにおいて、次に掲げる金額から、これにつき連合会から受けるべき再共済金及び再共済掛金の払戻金に相当する金額を差し引いて得た金額の合計額を漁業共済事業に係るものと地域共済事業に係るものに区分して、それぞれ支払準備金として積み立てるものとする。

一 共済金の支払又は共済掛金の払戻し若しくは返還をすべき場合において、まだその金額が確定していないものがあるときは、その金額の見込額

二 共済金の支払又は共済掛金の払戻し若しくは返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、その金額

(剰余金の処分等)

第四十八条 この組合は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、これを取りくずさないものとする。

(損失の処理)

第四十九条 損失のてん補は、前条の準備金をもってし、なお残余があるときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(余裕金の運用)

第五十条 この組合の余裕金は、次の方法によって運用するものとする。

一 ○○信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は総会において指定する金融期間への預貯金

二 国債、地方債、農林債券その他特別の法律により法人の発行する債券、社債又は公社債投資信託若しくは貸付信託の受益証券の取得

三 総会において指定する信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
四 独立行政法人農林漁業信用基金への金銭の寄託

附 則

- 1 この組合の設立当時の役員の任期は、この組合の成立した日から昭和〇年五月三十一日までとする。
- 2 この組合の設立当初の事業年度は、この組合の成立の日始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

〔昭和四十年五月六日 四〇水漁第三一三四号 一部改正〕
〔昭和四十九年十月一日 四九水漁第四四〇九号 一部改正〕
〔昭和四十九年九月二十日七水漁第二八六六号〕 抄

前 文

〔平成七年九月二十日七水漁第二八六六号〕 抄
漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第二一七号）の施行等に伴い、（中略）平成七年一〇月一日から施行する（後略）

附 則

- 1 この定款の変更は、平成十四年九月三十日一四水漁第一五八六号）
2 変更後の第四十五条第四号及び第四十六条第一項第二号から第四号までの規定は、その共済責任期間の開始日が平成十四年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

附 則

〔平成十四年十二月十八日一四水漁第二一一三号〕
この定款の変更は、平成十五年一月一日から適用する。

附 則

〔平成十七年四月十九日一七水漁第二一八号〕
この定款の変更は、平成十七年 月 日から適用する。

（通知発出日 平成十七年四月十九日）

附 則

- 1 〔平成十八年五月二十二日一八水漁第五一三号〕
この定款の変更は、平成十八年八月一日から適用する。
附 則 〔平成二十一年九月十六日二一水漁第一五二八号〕
2 変更後の第四十六条第五号の規定は、その共済責任期間の開始日が平成二十一年十月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年九月三十日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

（附属書）

役員選任規定

（候補者としてできない者）

第一条

- 1 未成年者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 破産者で復権のできない者
- 4 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りではない）

（選任の期日）

第二条 役員任期満了による選任は、役員任期満了の日から二箇月前まではこれを行わない。

（選任の方法）

第三条 役員は、総会の議決によって選任する。

第四条

役員を選任する議案は、組合長がこれを総会に提出する。組合長は、役員を選任する議案を総会に提出するには、当該総会においてそのつど選任される推薦委員をもって構成する推薦会議において推薦された者につき議案を作成してしなければならない。

3 二人以上の役員を選任する場合には、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

第五条 推薦会議は、前条第二項の規定により役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、その者の承諾を得ておかなければならない。

（通知及び公告）

第六条 役員を選任に関する議案が総会において可決されたときは、組合長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったときに役員に就任するものとする。

（補欠の選任）

第七条 役員中欠員を生じた場合において、その欠員数が理事若しくは監事の定数の三分の一を超えることとなったとき又は理事が必要と認めるときは、補欠選任を行わなければならない。

2 前項の補欠選任は、役員任期満了日の四月前の日以後はこれを行わない。

3 第一項の場合には、前条までの規定を準用する。

（総代会を置く組合の場合）

（附属書）

漁業共済組合総代選挙規程

（選挙期日）

第一条 総代の任期の満了による選挙は、当該総代の任期の満了する日の六十日前の日以後にこれを行う。

2 第二十四条の規定による再選挙又は第二十五条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由の生じた日から三十日以内にこれを行う。

（選挙区）

第二条 総代の選挙は、定款第四十二条の二第三項に定める各区（以下「選挙区」という。）ごとにこれを行う。

（選挙の通知及び公告）

第三条 組合長は、選挙期日の十四日前までに、選挙管理者の氏名、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、開票所及び選挙される選挙区ごとの総代の数を書面をもつ

て組合員に通知し、かつ、公告しなければならない。

(投票所)

第四条 投票所は選挙管理者の指定する場所に設ける。

(選挙管理者等)

第五条 選挙管理者は、組合長又は選挙ごとに組合長の指名した役員若しくは組合員とする。ただし、組合員を指名したときは、本人の承諾を得なければならない。

2 選挙立会人は、選挙ごとに選挙管理者が組合員のうちから、三人の立会人を選任する。この場合には、本人の承諾を得なければならない。

3 総代の候補者は、選挙管理者及び選挙立会人になることができない。

(選挙管理者の職務)

第六条 選挙管理者は、選挙に関する事務を統轄し、選挙立会人の立会いの上、投票箱を開いて点検し、各人の得票数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票の効力は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(選挙録等の保存)

第七条 選挙録は、投票用紙と併せて、その選挙に係る総代の在任期間中この組合において保存するものとする。

(候補者)

第八条 組合員でなければ自ら総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することできない。

2 自ら総代の候補者となろうとする者は、選挙期日の公告のあった日から選挙期日の七日前までの間に、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

3 総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾書を添え、前項の期間内に、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

4 選挙管理者は、総代の候補者の住所、名称及び立候補又は被推薦の別を前二項の届出があったときから選挙期日の前日まで公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 総代の候補者が候補を辞退した場合には、候補者又は候補者を推薦した者は、直ちに、その旨を書面をもって選挙管理者に届け出なければならない。

6 前項の届出があった場合は、選挙管理者は直ちにその旨を公告する。

(選挙の方法)

第九条 選挙は、無記名投票で行う。

2 投票は、一組合員につき一票とする。

(選挙の無効)

第十条 選挙区の組合員の二分の一以上の投票がなければ、当該選挙区における選挙は無効とする。

(投票)

第十一条 組合員の代表者(以下「投票人」という。)は、選挙の当日組合員名簿の記載等により、その資格を明らかにした上投票用紙の交付を受けるものとする。

2 投票人は、前項の投票用紙に候補者の名称を自書して、これを投票箱に入れなければ

ならない。

3 投票用紙に記載する選挙される総代の数は、一人とする。

4 第三条の規定により公告した投票終了の時刻までに投票所に到着していない投票人は、投票をすることができない。

5 第三条の規定による投票開始の時刻は〇時とし、投票終了の時刻は〇時とする。

(郵送による投票)

第十二条 組合員で選挙の当日その投票人が自ら投票所に行き投票することを困難とする事由があるものの投票については、投票人が現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵送する方法により行わせることができる。

2 組合員は、前項に規定する事由があると認められる場合には、選挙期日の前日までに選挙管理者に対し、その事由を示して投票用封筒及び投票用紙の交付を請求することができる。

3 選挙管理者は、前項の規定による請求があつた場合において当該請求がやむを得ないものと認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、組合員の資格を確認の上、すみやかに投票用封筒(甲)及び(乙)の二種類とする。)及び投票用紙を交付し、かつ、候補者の住所及び名称を通知しなければならない。

第十三条 投票人は、前条第一項に規定する方法により、投票するとき、第十一条第二項の規定にかかわらず、投票用紙に総代の候補者の名称を自書し、これを投票用封筒(乙)に封入し、これを投票用封筒(甲)に封入し、その所定の欄に署名又は記名押印の上、選挙管理者に対し、投票終了の時刻までに到着するように、郵送をもって送付しなければならない。

2 投票人は、前項の規定により投票用紙を投票用封筒(乙)に封入する場合及び投票用封筒(乙)を投票用封筒(甲)に封入する場合には、それぞれ投票用紙以外のもの又は投票用封筒(乙)以外のものを封入してはならない。

3 投票人は、投票用封筒(乙)には、何も記載し、又は添付してはならない。

4 選挙管理者は、第一項の規定により投票用封筒(甲)の送付を受けたときは、直ちにこれを開き、封入された投票用封筒(乙)を次条の規定により開くまで誠実に保管しなければならない。

第十四条 選挙管理者は、投票箱を閉める前に前条第四項の規定により保管していた投票用封筒(乙)を開き、直ちに封入されていた投票用紙を投票箱に入れなければならない。ただし、第十六条の規定により投票を拒否する場合は、この限りではない。

第十五条 投票終了の時刻以後に到着した投票用封筒(甲)があるときは、これに封入されている投票用紙は、投票箱に入れることができない。

(投票の拒否)

第十六条 投票の拒否は、選挙立会人が決める。可否同数のときは、選挙管理者が決める。

(開票)

第十七条 開票所は、この組合の事務所に設ける。

2 開票は、投票の当日〇時から行う。

(無効投票)

第十八条 次に掲げる投票は、無効投票とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 候補者の名称のほか他事を記載したもの（住所又は敬称の類を記載したものを除く。）
- 三 候補者の何人であるか確認し難い名称を記載したもの
- 四 候補者でない者の名称を記載したもの
- 五 候補者の名称を自書しないもの
- 六 第二十四条の規定による再選挙又は第二十五条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となつてゐる者の名称又は現に総代である者の名称を記載したもの
- 七 一票中に二人以上の候補者の名称を記載したもの

（当選人）

第十九条 有効得票の多数を得た者をもつて当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり、得票数が同数のものについては、選挙管理者が抽選の上当選人を定める。

（無投票による当選）

第二十条 候補者がその選挙において選挙する総代の数を超えないとき又は超えなくなつたときは、投票は行わない。

2 前項の規定により、投票を行わないこととなつたときは、選挙管理者は直ちに公告しなければならない。

3 第一項の場合においては、当該候補者を当選人とする。

（当選の通知等）

第二十一条 当選人が定まつたときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所及び名称を公告しなければならない。

2 前項の通知を發した日から五日以内に当選を辞する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

（当選人の繰上げ補充）

第二十二条 当選人が前条第二項の期間満了の日までに、当選を辞し、又は解散したときは、選挙管理者は、直ちに第十九条の例によつて当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

（就任）

第二十三条 選挙管理者は、第二十一条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日当選人の住所及び名称を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があつたときに総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、総代の任期満了に伴う選挙の当選人は、第一項の公告のときが現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に総代に就任するものとする。

（再選挙）

第二十四条 第十九条から第二十二条までの規定による当選人がない場合又は選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合は、その不足の員数につき、再選

挙を行わなければならない。

（補欠選挙）

第二十五条 総代中欠員を生じた場合において、その欠員数が総代の定数の三分の一以上になつたとき又は理事会が必要と認めるときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 前項の補欠選挙は、総代の任期の満了する日の九十日前の日以後は、これを行わ